

第6回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午後4時00分～午後4時45分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	山本信男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(1名)

4	渡邊康志						
---	------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議題第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第6回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を谷口会長からいただきたいと思いを。</p>
会長	(会長挨拶)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>13名</u>であります。</p> <p><u>渡邊農業委員、毛利推進委員、田中推進委員、宇都宮推進委員</u></p> <p>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第6回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>11番 浅野 剛志 委員、12番 毛利 久志 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、山本弥須弘委員より説明願います。</p>
山本委員	<p>失礼します。議席番号2番 山本です。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第25号 順位1番 説明】</b></p>
山本委員	<p>12月13日に譲渡人、譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。善家委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。</p>
	<p><b>【調査書に基づき、議案第25号 順位1番 説明】</b></p>
山本委員	<p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>

議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭 <sup>ともゆき</sup> 知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第25号 順位2番 説明】</b>
谷口委員	12月13日に譲受人、申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第25号 順位2番 説明】</b>
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	それでは順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。

谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位3番 説明】
谷口委員	12月13日に申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位3番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	順位4番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第25号 順位4番 説明】
谷口委員	12月13日に申請代理人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第25号 順位4番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は

	申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	順位5番について、山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	失礼します。議席番号2番 山本です。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第25号 順位5番 説明】</b>
山 本 委 員	12月13日に譲渡人の代理人、譲受人の代理人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。善家推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第25号 順位5番 説明】</b>
山 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)

議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位 1 番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 2 6 号 順位 1 番 説明】</b>
谷 口 委 員	1 2 月 1 3 日に譲受人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第 2 6 号 順位 1 番 説明】</b>
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可相当にすることに異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 1 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長 (兵頭委員)	続いて、順位 2 番について、谷口委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 4 番 谷口です。 議案第 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 2 番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 2 6 号 順位 2 番 説明】</b>
谷 口 委 員	1 2 月 1 3 日に譲受人の代理人、田中推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。 続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第 2 6 号 順位 2 番 説明】</b>
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可相当にすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、順位 2 番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	日程第 4 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位 1 番から 18 番までを一括審議し、順位 19 番から 22 番は該当委員退席後に審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 27 号 順位 1 番から 18 番まで 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位 1 番から 18 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 18 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に

	よる鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から18番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	清家委員は退席願います。
	（清家委員 退席）
議長	それでは、順位19番から21番について事務局より説明願います。
事務局	順位19番から21番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第27号 順位19番から21番 説明】</b>
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位19番から21番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位19番から21番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位19番から21番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は清家委員を呼んできてください。
	（清家委員 着席）
議長	篠崎委員は退席願います。
	（篠崎委員 退席）
議長	それでは、順位22番について事務局より説明願います。
事務局	順位22番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第27号 順位22番 説明】</b>
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位22番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。



	議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位22番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位22番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は篠崎委員を呼んできてください。
	（篠崎委員 着席）
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第6回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	11番
	12番